

I はじめに

現在、愛知では「無償化裁判」¹が進行しているが、裁判闘争²において傍聴運動が重要な位置づけにあるにもかかわらず³、例えば文科省の不法行為の被害を直接的に被った原告適格を持った卒業生達ですら、口頭弁論では1、2人しか傍聴運動に参加しておらず、在日朝鮮人の「無償化裁判」に対する関心度合いは、事の深刻さと比較するならば依然として低いと言えるだろう。その理由の一つとして、在日朝鮮人内の裁判闘争に対する諦観混じりのシニシズム的認識、忌避意識が考えられる。確かに、「無償化問題」が政治的解決を図ることができず、“最終手段”として裁判闘争に至っており、そうしなければならぬ事態に至ること自体、好ましい状況であるとは言い難く、非常に困窮した状況であることは論を待たない。そのような文脈から裁判闘争が後退的な運動として把握され、裁判闘争に対する心理的な隔たりが発生することは考えられる。そして、もう一つの理由として、在日朝鮮人の当事者性の欠如が考えられる。日本政府による朝鮮学校弾圧は、「民族教育、朝鮮人に対するジェノサイド」の性格を持っているのであり、在日朝鮮人は個々と朝鮮学校との直接的な関わりの有無にかかわらず、自らの権利において重大な問題として位置づけ運動を展開しなければならないが、実際には裁判に対する当事者性は依然として弱い。しかし、在日朝鮮人一人一人がこの困難な状況に陥った在日朝鮮人社会に傍観的な姿勢を保ち続けることがあってはならないし、このような現状に至ったからこそ裁判闘争を“契機”として、運動を広く展開していくことが今日の在日朝鮮人に要請されているのではないだろうか。この裁判闘争は在日朝鮮人として、当事者として、運動主体としてこの問題とどのように関わっていくか、在日朝鮮人一人一人に鋭い問いを発していると考えられる。

以上のような問題意識から、本論文では今日までの在日朝鮮人の裁判闘争について考察を試みる。単に裁判闘争の意義について考察するだけなら、例えば労働裁判などの裁判闘争について検討することも選択肢として考えられるが、本論文では在日朝鮮人と裁判闘争の関連を考察するため在日朝鮮人の裁判闘争に限定し検討する⁴。在日朝鮮人の権利獲得運動は2種類に大別でき⁵、一つは就業や居住の選択の保障という生活に係る運動であり、もう一つは法制度上の取り扱いに係る運動である。その運動の文脈の中で今日まで就職差別裁判、入居差別裁判、指紋不押捺裁判など多くの裁判闘争が展開されてきたが、在日朝鮮人はこれらの裁判闘争を今日においてどのように評価すればよいだろうか。また、これらの裁判闘争から、今日の在日朝鮮人運動において引照せらるべき枠組みはどのようなものだろうか。

本論文の目的は、今日までの在日朝鮮人の具体的な裁判闘争を検討することにより裁判闘争の成果と意味を評価し、在日朝鮮人運動における裁判闘争の位置づけがどのようなものであるか明らかにし、裁判闘争の中で在日朝鮮人はどのようにあるべきか提起することを目的とする。

そのためにまず、在日朝鮮人の生活に係わる今日までの裁判闘争について具体例を挙

げ検討する（第Ⅱ節）。次いで同様に、在日朝鮮人に関する法制度に係わる今日までの裁判闘争について具体例を挙げ検討する（第Ⅲ節）。最後に、第Ⅱ節・第Ⅲ節の帰結から、在日朝鮮人運動における裁判闘争の位置づけを示し、裁判闘争の中で在日朝鮮人はどのようにあるべきか提起する（第Ⅳ節）。

Ⅱ 生活と裁判闘争

本節では就業や居住という生活に係る裁判闘争を検討する。そのため、具体的に就職差別や公務員国籍差別、入居差別について検討することが適当だと考える⁶。よって本節では、「日立就職差別裁判」、「都庁国籍任用差別裁判」、「入居差別裁判」について検討する。

1. 日立就職差別裁判

まず、就職差別撤廃運動において大きな役割を果たした「日立就職差別裁判」について以下検討する。朴鐘碩は履歴書・身上書の氏名欄に日本名、本籍地に出生地を記入し提出し、日立製作所への入社試験を受けた後、戸籍謄本の携行などを指定した採用通知書を受け取るが、その後電話で日立製作所に戸籍謄本がとれない旨を伝えると「当社は一般外国人を雇わない」と伝えられ一方的に解雇を通告されたため、1970年10月に日立製作所を相手に、労働契約上の権利があることの確認と未払い賃金の支払い、および慰謝料を求めて、横浜地裁に提訴した。そして判決では、在日朝鮮人の就職差別の実情が認定され次のように言及された。

原告を含む在日朝鮮人が置かれていた状況の歴史的社会的背景、特に、我が国の大企業が特殊の例外を除き、在日朝鮮人を朝鮮人であるというだけの理由で、これが採用を拒みつつづけているという現実や、原告の生活環境等から考慮すると、原告が右詐称（本籍、本名の虚偽記載）等に至った動機には極めて同情すべき点が多い⁷

そして判決は、被告（日立製作所）が一貫して主張し続けてきた「虚偽記載を行った原告の不信義性こそが解雇理由である」とする主張を退け、次のように事実を“認定”した。

被告が原告に対し採用取消の名のもとに解雇をし、あるいはその後格別の事情もないのに本訴において懲戒解雇をした真の決定的理由は、原告が在日朝鮮人であること、すなわち原告の「国籍」にあつたものと推認せざるを得ない⁸

この判決は、差別の現実を認めないという日本社会にあつて、民族差別の現実を、“現

実”として認めた点で、非常に「画期的」だった。そしてそこには、根深い民族差別の現実を“現実”として認め、至極当然の判断を書いた判決が「画期的」と評される社会と、真っ向から闘い抜いた朴鐘碩を中心とした裁判闘争があったのである。判決では請求が全面的に認められ勝訴することとなり、その結果はその後の就職差別撤廃運動において大きな役割を果たすこととなった。

例えば、朝鮮籍であることを理由に企業から採用されることができないでいた短大の女子生徒が「日立就職差別裁判」の判決を検討してもらい、結果として企業に採用されたという事案⁹は、「日立就職差別裁判」の裁判闘争が日本社会にもたらした就職差別撤廃の潮流を物語っている。事実、この在日朝鮮人による初めての就職差別裁判を皮切りに在日朝鮮人の具体的な差別撤廃運動が盛んになり、1977年には、金敬得が外国籍のまま司法修習生として採用され、1983年には鄭陽一が外国籍弁理士第一号として誕生し、1980年代の公立学校での教員採用問題¹⁰へと発展することとなった¹¹。このように日立就職差別裁判は、その後続く在日朝鮮人の差別撤廃運動への大きな推進力となった裁判であり、在日朝鮮人の法的地位・権利獲得運動の礎となったものであった。

2. 都庁国籍任用差別裁判

次に、広義の参政権として考えられる公務就任権に関する裁判として「都庁国籍任用差別裁判」について以下検討する。1994年9月、外国籍保健師第一号として東京都の自治体職員として勤務していた鄭香均は、外国籍であることを理由に保健所の管理職試験の受験を拒否することは労働基準法3条、憲法13条、14条、22条1項に違反するとして、管理職試験の受験資格確認および受験拒否によって受けた精神的損害に対する慰謝料の請求を求めて東京都を相手に提訴した。

本件の第二審の大阪高裁は、原審判決を退け「外国人に就任を認めることが許されないものと外国人に就任を認めて差し支えないものとを区別する必要がある」¹²と述べ、外国人であることを理由に一律に管理職に就けないとすることは憲法違反である旨を判示した。しかし、2005年1月26日、最高裁は、都の管理職には「公権力行使等地方公務員の職」と「これに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職」が含まれるが、都が採用している管理職の任用制度においては、管理職試験に合格すると後者の職にも配属されて様々な経験を積みながら前者の職に昇任していくという運用がなされており、自治体がこのような「一体的な管理職の任用制度」を採用することも許容されるとし、東京高裁判決を退けた¹³。

しかし、裁判では敗訴したものの、この裁判闘争が結果として日本社会に与えた影響は大きく実際にその裁判闘争の具体的な成果として次の点が挙げられる。第一に、各地方自治体の一般事務職の公務員採用における国籍差別撤廃の広がりである。高裁判決以前は、一般事務職について国籍条項を撤廃していた地方自治体は高知県と神奈川県のみであったが、高裁判決以後、9つの地方自治体¹⁴が国籍条項を撤廃するに至った。ま

た、政令指定都市においても、高裁判決以前は、川崎市が一般事務職の国籍条項を撤廃していたにすぎなかったが、高裁判決以後は全ての政令指定都市¹⁵が国籍条項を撤廃することとなった。第二に、一部地方自治体において外国籍者が従事できる職務が明確に規定されたことである。今日に至っては例えば、川崎市の「平成25年度川崎市職員採用試験の実施について」において、外国籍者が就ける管理職があることを明示しており¹⁶、滋賀県では、外国籍者が従事できない職務を予め明示する認容制限方式を用いて門戸を広げ、実際に行政職をはじめ、農業や土木職から国籍条項が撤廃された。第三に、その国籍差別撤廃の潮流のなか、2000年4月1日に兵庫県川西市で一般行政職において外国籍の管理職職員が全国で初めて誕生したことである¹⁷。このように、たった一つの裁判闘争が「当然の法理」¹⁸なるものの自明性を否定するに至り、多くの地方自治体に影響をもたらした。在日朝鮮人の地位向上に寄与したのだった。

3. 入居差別裁判

最後に居住に関する裁判として裴健一、李俊熙、康由美などの「入居差別裁判」について以下検討する。裴健一の裁判¹⁹の判決では、契約締結の中止を正当視する事情がない場合一方的に中止することは許されず在日朝鮮人であることを理由とする契約締結拒否は信義則に違反するものであり、契約の締結を期待したことによって被った損害を賠償すべき義務があるとしたが、私人相互間に直接作用するものではないと述べ、日本国籍であることを条件とすること自体については違法としなかった²⁰。しかし、その裁判闘争による入居差別撤廃の潮流を受け、例えば川崎市が定めた住宅基本条例に2000年から「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等（以下「高齢者等」という。）であることをもって市内の民間賃貸住宅への入居の機会が制約され、又は高齢者等であることをもって入居している民間賃貸住宅の居住の安定が損なわれることがあってはならない。」²¹と規定されるようになった。また、李俊熙の裁判²²の2006年10月の大阪高裁判決では、国籍を理由とする入居拒否が、憲法14条の趣旨に反し、不法行為が成立すると判断した²³。この判決は私人間の契約であっても、入居差別が憲法に抵触し、不法行為を構成するとした点で、今後の入居差別撤廃運動の推進力となるものだった。事実、これらの判決結果はその後の康由美の裁判²⁴にも影響を与え、2007年3月に康由美の裁判は賃貸人が、原告に和解金の支払いと謝罪をして和解が成立することとなった。そして、賃貸人と和解成立後も大阪市に対する「民族差別を禁止する条例の制定義務を怠っていたこと」に対して慰謝料を請求する裁判は続行し、2007年12月に大阪地裁判決で棄却され、2008年7月に大阪高裁でも控訴が棄却されるが、大阪高裁判決において「控訴人が主張する立法措置については、今後被控訴人において十分検討されるべきことではある」という文言を勝ち取ることができたため、今後の対大阪市行政交渉に使える判決であるとの見地から、上告を控え、控訴審判決を確定させた²⁵。

裴健一の裁判闘争が自治体を巻き込んだ入居差別撤廃運動へと展開され、その潮流の

なか李俊熙の裁判が「国籍を理由とする入居差別が憲法 14 条に抵触し不法行為となる」という判決を勝ち取ることとなった。そして、その判決の 5 ヶ月後に康由美の裁判で賃貸人との和解が成立し、大阪市に対する慰謝請求裁判となった控訴審判決において「民族差別を禁止する条例の制定については大阪市において十分検討されるべきことではある」という判決を勝ち取ったという一連の裁判闘争の連動的な展開があったことは、大きく評価されなければならない事実である。

III 法制度と裁判闘争

本節では法制度の取り扱いに係る裁判闘争を検討する。そのため、具体的に指紋不押捺問題、地方参政権問題について検討することが適当だと考える²⁶。よって本節では、「指紋不押捺裁判」、「地方参政権裁判」について検討する。また、戦後の日本国の在日朝鮮人の取り扱いに関する問題を考察するにおいて重要な枠組みを提示していると考えられる「日本国籍確認裁判」についても検討する。

1. 指紋不押捺裁判

まず、裁判闘争を通し大きく運動が展開されていった「指紋不押捺裁判」について以下検討する。指紋不押捺運動の始まりは 1980 年 9 月の韓宗碩の指紋押捺拒否だといわれており²⁷、この一人の反乱から指紋押捺拒否運動が大きく広まっていった。そして金明観の指紋押捺拒否による逮捕から始まり、多くの指紋押捺拒否者が逮捕、起訴され、市民運動が傍聴席を埋め尽くすという大きな社会的関心のなかで裁判闘争が展開されていった。しかし判決では、「外国人は身分関係事項が明確でないので、同一人性の確認のための確実な手段である指紋を採取することには合理的必然性がある」とされ、多くが有罪判決、又は昭和天皇死去による免訴を受けることとなったが²⁸、この裁判闘争を中心に指紋不押捺運動が弁護士や市民運動と共に大きく繰り広げられることとなった²⁹。そのなかで指紋押捺制度廃止に向け地方自治体が活動を繰り広げるようになり、実際にそれを受け川崎市のように指紋押捺を拒否しても告発しないと宣言する地方自治体まで現れ、指紋押捺制度の廃止を求める地方議会決議が続々と採択されることとなった³⁰。その結果、1993 年の外国人登録法変更によって特別永住者の指紋押捺義務が撤廃され、1999 年には指紋押捺制度そのものが撤廃されることとなったのである。このように多くの成果をもたらしたこれらの裁判闘争について、前述した「都庁国籍任用差別裁判」の運動に係った水野精之は、次のように評価している。

指紋押捺拒否運動は、市民団体、労組、民族組織を包含し、地方自治法上にものみ存在していた外国籍市民を、現実のものとして各自治体に知らしめ、数多くの差別政策をその前提とともに葬り去った運動と思える。[中略]最大時一万数千人に達した押捺拒否者に対しての告発が数件にとどまったことは、外国籍市民をして

自治体当局に決定的な自覚を与えた。1980年代中旬に始まる国籍条項撤廃運動の多くは当然にもこのことを前提として成立しているし、この流れとともにあるのである³¹

この指摘からも明らかにされているように、一人の先駆的な指紋不押捺という“提起”が運動として大きな広がりを見せ、“被告”という立場から外登法体制を告発する裁判闘争に展開され、その過程で国籍条項撤廃運動など、その後の権利獲得運動や在日朝鮮人の地位向上に大きく寄与したのである。その点で、これらの裁判闘争は今日の在日朝鮮人に対し、「裁判闘争を運動の起点として展開することの必要性」を如実に示していると言えるだろう。

2. 地方参政権裁判

次に、狭義の参政権として考えられる選挙権に関する裁判として「地方参政権裁判」について以下検討する。1990年9月、選挙人名簿に登録されていなかった大阪市在住の11名の在日朝鮮人が、地方公共団体の選挙権が認められるべきであるにもかかわらず、選挙人名簿に登録されていないのは、憲法14条、15条、93条2項に違反するとして、生野区など大阪市内の五区を被告として選挙人名簿不登録処分に対する異議の申し出却下決定の取り消しを求めて、大阪地裁に提訴した。そして、1995年の最高裁判決では原告の上告が棄却され、次のように言及された。

法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である³²

これらの地方参政権に関する判決により、「外国人に選挙権を付与するのは違憲である」という“選挙権付与違憲論”が完全に排除され、最高裁判決後は参政権問題は明確に国会が外国人参政権を認める立法を行うか否かに絞られていった。その影響を受け、1998年10月以後、民主党・公明党・共産党から「永住外国人地方選挙権付与法案」³³が提出されるようになったのである。そして、99年には、自民・自由・公明の三党連立政権の発足にあたり、政策協定に地方参政権付与が盛り込まれたが、それ以後も自民党内の反対で成立せず、公明党が中心となって提出、廃案を繰り返してきたが、2009年7月の解散による廃案で、ついに姿を消したのであった。こうして今日に至るまで、永住外国人に地方参政権を付与する立法はなされていないが、これらの裁判闘争は国会だけでなく地方自治体にも大きな影響を与え、2002年に滋賀県米原町が永住権を取得している外国人を対象に、住民投票権を認める条例を制定・実施し、これを皮切りに多くの

自治体が同様の措置を取ることとなった。また、同時期に埼玉県草加市や広島県三次市、京都府京丹後市が永住外国人に地方参政権を与えるよう日本政府に申請を行うなど、地方自治体が率先して永住外国人の地方参政権付与を推進するようになり、また、神奈川県川崎市では「外国人市民代表者会議」などを通じ永住外国人の意見を地方自治に反映させる間接参画が実施されることとなった。これらの地方参政権獲得運動は、裁判闘争の結果として立法政策による問題として議論が集中化され、そこから各自治体へと運動が広がっていったのであった。無論、在日朝鮮人の地方参政権獲得の論理は慎重に議論せらるべき事項ではあるが³⁴、少なくとも在日朝鮮人に地方参政権を認めない日本国の精神構造は問題化されなければならないし、今後選挙権を在日朝鮮人に認めるか否かは、日本国が在日朝鮮人とどれだけ真摯に対峙しようとするか、一つのバロメーターとなるであろう。その点で、裁判闘争による「選挙権の確認」という提起はとても意義深いものであり、それらが最も在日朝鮮人と身近にある行政である地方自治体に日本国の在日朝鮮人とのかわり方の問題に対する認識をもたらしたことは、この裁判闘争の大きな成果と言えるだろう。

3. 日本国籍確認裁判

最後に、裁判闘争を通して在日朝鮮人政策の問題の本質を明らかにした「日本国籍確認裁判」について以下検討する。1969年10月に宋斗会は、出生によって日本国籍を取得し、これを喪失すべき法律上の原因がないにも関わらず、外国人として取り扱っていることは違憲・違法であるから、日本国籍を有する事の確認を求め京都地裁に提訴した。その一方で、訴訟提起から四年後の1973年7月に東京・法務省の正門前で外国人登録証明書を焼き払い、市町村区に滅失による外国人登録証明書の再交付の申請をしなかったため、外国人登録法違反で起訴されることとなった。この二つの裁判は「日本国籍の確認」という点において表裏一体を成していたが、共に「取得していた日本国籍は、日本国が1952年に連合国と締結したサンフランシスコ講和条約³⁵の発効に伴って喪失し、現在は日本国籍を有しない」と判示され、1979年4月には外国人登録法違反として有罪判決を受けることとなった。

しかし、このような裁判闘争を通じ、在日朝鮮人が置かれている境遇の問題性を認め、外登法違反被告事件の大阪高裁判決では、諸外国の事例³⁶や世界人権宣言³⁷の規定にも触れられたうえで次のように言及された。

日本国の朝鮮人に対する主権の放棄による日本国籍の喪失は、これらの者にとって強制的に国籍をはく奪されるというに等しい場合もあると認められること等の諸事情に徴すると、在日朝鮮人に関しては、平和条約二条(a)項³⁸により一律に日本国の国籍を喪失されることなく、右条約発効に際し、日本国籍を保有するか否かの選択権を行使させる法的措置、あるいは右条約発効後一定の期間内にいつ

たん喪失した日本国籍を一定の要件の基に回復する権利を付与する法的措置をとるのも一つの適切な処置であったと考えられる³⁹

このように裁判闘争を通し、在日朝鮮人の意識の実情に照らした日本国の「適切な処置」がありえたことを裁判所が認定することとなった。宋斗会のこれらの「日本国籍の確認」を請求する裁判は在日朝鮮人の民族感情故に支持を得ることができなかったが、「日本国籍の確認」の本質は日本法制上の戸籍を基準とした一律の日本国籍喪失の批判、換言すれば日本国の一方的な在日朝鮮人政策に対する告発だった⁴⁰という点で先駆的だったのである。事実、宋斗会が提起した裁判を皮切りに、1975年には金鐘甲、1986年には趙健治が「日本国籍確認裁判」を提起することとなった。そして、宋斗会の提起を皮切りに起こされたこの裁判闘争の一つの成果として趙健治の訴訟の控訴審判決が挙げられる。この判決では日本の在日朝鮮人に対する立法政策の誤りを厳しく指摘しており、その箇所を一部抜粋する。

在日朝鮮人がその歴史的経緯により日本においておかれている特殊の地位にもかかわらず日本人が憲法ないし法律で与えられている多くの権利ないし法的地位を享有し得ず、法的、社会的、経済的に差別され、劣悪な地位に置かれていることは事実であるが、右は在日朝鮮人が日本国籍を有しないためではなく、主として日本の植民地支配の誤りにより在日朝鮮人が置かれた立場を考慮せず、日本人が享有している権利ないし法的地位を在日朝鮮人に与えようとしなかった立法政策の誤りに由来するものと考えられる⁴¹

このように日本国の在日朝鮮人政策の問題の本質が裁判闘争を通し、裁判所が認め明にしたのであった。宋斗会がサンフランシスコ講和条約に基づく日本国籍喪失規定に関する1961年大法廷判決⁴²があったにも関わらず、「日本国籍の確認」という形で裁判闘争を繰り広げた姿勢がどのようなものであったか考察するため、浮島丸事件補償訴訟⁴³の京都地裁判決前のインタビューにおける宋斗会の発言を以下引用する。

日本国の戦後処理に悲しみと怒りを抱いている人間はアジアに億といます。[中略]そこで、自分たちの力量いっぱいの花火をあげよう、と私は呼びかけたわけです。それは単発に終わるかもしれないが、うまくいくと連鎖反応を引き起こすかもしれない、と。そして実際、韓国の遺族が先頭を切り、それに続いて香港、シンガポールでも日本の戦争責任追及の声が上がったのです。[中略]（「裁判の判決の予想は」という問いに対して）期待しません。現在の日本の裁判所はおおよそ独立などしておらず、行政の補完機関に過ぎない。[中略]それほどにあり得ないということです⁴⁴

この発言からも明らかなように、宋斗会にとって裁判は勝訴する為のものではなく、裁判闘争によって日本の戦後責任を追及し、戦後の在日朝鮮人に対する行政・立法措置の問題性を明らかにする為の“力量いっぱいの花火”であった。故に裁判所や判決自体には一切の期待をしていなかったのである。事実、宋斗会の「日本国籍の確認」という提起⁴⁶は、当時の外登法体制への反対運動や後の「日本国籍確認裁判」へと“連鎖反応”を引き起こし、その結果として前述したように在日朝鮮人政策の問題の本質を裁判所が認め、在日朝鮮人の権利主体性を考察するにおいて重要な軸を示すこととなった。その点で、「日本国籍確認裁判」を提起するに至ったこのような姿勢は、今日の在日朝鮮人運動に対して“提起すること”の重要性を明確に指摘していると言えるだろう。

IV 帰結と提起

第Ⅰ節で述べたとおり、裁判闘争をしなければならない事態に至ることは非常に困窮した状態に至ったことの表れであり、裁判闘争が発生するという現実はそのような意味で好ましいことであるとは言い難い。しかし在日朝鮮人一人一人が、現在も進行する「無償化裁判」などの裁判闘争や今後在日朝鮮人が裁判闘争を展開せざるを得なくなったときにその裁判闘争をどのように把握するかはとても重要なこととなるだろう。本節では、第Ⅱ、Ⅲ節で明らかになった裁判闘争の成果と意味から、(一) 在日朝鮮人運動における裁判闘争の位置づけを示し、(二) その裁判闘争の中で在日朝鮮人はどのようにあるべきか提起する。

1. 在日朝鮮人運動における裁判闘争

第Ⅱ、Ⅲ節で検討した通り、数々の裁判闘争が在日朝鮮人の差別撤廃・地位向上に大きく寄与してきたのだから、在日朝鮮人運動において裁判闘争はとても重要な位置づけにあると言えるだろう。どの裁判闘争も運動をその裁判の中だけに留めるのではなく、その裁判が運動の起点、中心となり大きく展開していったのでありそれは今日の在日朝鮮人運動においても実現されなければいけない裁判闘争のあるべき形である。すなわち、在日朝鮮人運動において裁判闘争は、運動の契機・起点となり、連鎖反応のように広げる闘争の形態である。また、今日までの裁判闘争は“提起すること”、それ自体の重要性を明確に示している。宋斗会の日本国籍確認裁判のように、勝訴を期待していなくとも、提起することで裁判があとに続き提起され、結果的に裁判所が在日朝鮮人のおかれている境遇の問題性を明らかにするに至り、今後の在日朝鮮人運動が進むべき一つの道を示したことはその顕著な例である。確かに、裁判闘争の提起の壁は高く⁴⁶、困難も多いかもしれないが“提起すること”がもたらす影響は大きく、今日までの在日朝鮮人運動も、誰かの“提起”により運動が広がり大きくなっていったのであった。その点で、在日朝鮮人運動において裁判闘争は、“提起すること”により在日朝鮮人社会・日本社

会に問題を表面化させ運動を展開する闘争の形態でもある。

2. 裁判闘争と在日朝鮮人

第I節で述べた、「裁判闘争は在日朝鮮人として、当事者として、運動主体としてこの問題とどのように関わっていくか、在日朝鮮人一人一人に鋭い問いを発している」とする論拠は第II・III節で十分に揃ったと考える。前述した通り、今日までの裁判闘争が在日朝鮮人の地位の向上に大きく寄与し、在日朝鮮人運動に連関的に影響を与えてきたのであるから、在日朝鮮人の獲得してきた諸権利・地位は裁判闘争の成果として論じられなければならないし、その点で在日朝鮮人は裁判闘争と密接な関係を持つと考えられる。それはすなわち、在日朝鮮人が「裁判闘争において“当事者”である」ということであり、「在日朝鮮人の問題に対して運動を展開する運動主体である」ということを意味する。そうであるからには、「在日朝鮮人の裁判闘争の問題」を在日朝鮮人が自身の問題として捉えずに、その裁判闘争に対する傍観・不作為を続けることは決してあってはならない。そのような問題をどう認識し対峙するか、裁判闘争は問いを発し続けているのである。裁判闘争に至るような困窮した状況に至ったからこそ、自身の危機的状況と捉え、それを一つの“契機”として運動を展開していく姿勢が要請されるのであり、そのためにも在日朝鮮人一人一人が自身を“裁判の中の在日朝鮮人”として位置づけなければならないだろう。

V おわりに

本論文では、在日朝鮮人運動における裁判闘争の位置づけを明らかにし裁判闘争の中で在日朝鮮人がどのようにあるべきか提起した。第I節で述べたとおり、裁判闘争の意義について考察するだけなら在日朝鮮人の裁判闘争に限定する必要はない。しかし、本論文では裁判闘争を検討する過程で、在日朝鮮人がその問題をどのように把握し、どのように向き合っていくかがより重要であり本質的なことだと考え、在日朝鮮人の裁判闘争に限定して検討した。裁判闘争、そして裁判闘争に“至らせた”諸問題を在日朝鮮人として、当事者性を持って対峙することは、今日の在日朝鮮人社会において必要不可欠な視座である。その点で、“裁判の中の在日朝鮮人”という表現は、在日朝鮮人一人一人に対して少なからぬ示唆を含むと考える。朴鐘碩や鄭香均を“裁判の中の在日朝鮮人”として表現することは異論が無いと考えられるが、「それではあなたは“裁判の中の在日朝鮮人”ですか」という問いかけが在日朝鮮人一人一人に投げかけられなければならないのではないだろうか。

(注)

- 1 2013年1月24日、愛知朝鮮中高級学校の2010年度に在籍していた生徒・元生徒ら5人が「朝鮮高校生就学支援金違憲国家賠償請求裁判」を名古屋地裁に提訴した。他の地方でも、同日、学校法人大阪朝鮮学園が「高等学校等就学支援金支給校指定義務付け等請求裁判」を大阪地裁に提訴した。愛知では同年9月24日に第3回口頭弁論、大阪では10月28日に第4回口頭弁論が開かれた。また、同年8月1日、広島朝鮮高級学校の生徒・元生徒ら110人が国家賠償請求裁判を広島地裁に提訴した。福岡、東京朝鮮高級学校の生徒・元生徒も近日提訴予定となっている。
- 2 本論文では、「裁判闘争」の定義を「裁判という形態で、裁判所の内外で原告（被告）や支援団体がその問題に対する闘争を展開すること」とする。
- 3 特に、労働事件裁判や国家賠償請求裁判においては大衆的裁判闘争が要求される（宇賀神直(1993) p.18）。公平な判決を裁判所に要求し、社会的な関心のなかでその事件の解決が図られるためにも傍聴運動は裁判闘争の重要な位置づけにあり、多くの裁判闘争の支援団体が裁判傍聴呼びかけを運動の中心として活動していることはその証左であろう。
- 4 例えば、後述する「日立就職差別裁判」の朴鐘碩が民族差別を反対する裁判闘争を繰り広げる一方で、日常生活で日本名を使用することを糾弾され、裁判闘争の過程で民族意識を獲得していくことになったが、これは裁判闘争が「在日朝鮮人自身がその問題とどのように対峙するのか」という問いを発した顕著な例である。
- 5 無論、このような分類による検討でなくとも、あらゆる角度から裁判闘争を検討する方法は考えられ、後述する通り裁判闘争は他の運動と連関的に作用しあっており、その点でこのような二分法は考察における便宜的な分類に過ぎない。本論文では裁判闘争の連鎖的な広がりや考察するため、運動として比較的関連が強いと考えられる「生活」と「法制度」という分類を採用する。
- 6 今日までの在日朝鮮人全般の裁判闘争を評価するためには、生活において最も重要となる就職や居住に関する問題について検討することを要すると考える。
- 7 横浜地裁判 1974年6月19日労集 25巻3号277頁。括弧内筆者。
- 8 前掲（注7）。
- 9 朴君を囲む会（1974）pp.49-50。
- 10 1982年に「国公立大学外国人特別任用法」の成立し外国人教授の採用が実現される一方で、任用法の公布の際の「なお、国立、公立の小学校、中学校、高等学校等の教諭等については、従来通り外国人を任用することは認められないものであることを念のため申し添えます」との文部省の付言を加えた。その結果、1984年に長野県の教員採用試験に合格した梁弘子が採用取り消しになるという事件なども起きた。
- 11 現に、外国籍保健師第一号となった鄭香均は、この裁判闘争が自身の「一筋の光」となり、その裁判闘争が多方面に影響を与え公務員採用の道が広がり、その流れの中で金敬得や自身が道を切り拓くこととなったと述べた（鄭香均（2006）p.39）。また、金敬得はこの裁判闘争が自身の生きる支えになったと述べ、実際に李相鎬の指紋不押捺裁判や「都庁国籍任用差別裁判」でもこの裁判闘争を援用し法廷で弁論を展開した。（金敬得弁護士追悼文集編集委員会（2007）p.135）。
- 12 東京高裁判 1997年11月26日民集 50巻3号459頁。
- 13 最大判 2005年1月26日民集 59巻1号128頁。この判決に対する批判は多く、例えば、代表的な憲法学者である芦部信喜は、「外国人を差別しない任用制度の可能性を十分に議論しないで、「一般的な任用制度」も許されるという判断を先行させて、そこから差別の合理性を導くという思考過程をたどっている点に特徴があると評しえよう。要するに、制度を人権に優先させているのである」と批判している（芦部信喜（2011）p.94）。
- 14 沖縄県、大阪府、三重県、鳥取県、滋賀県、大分県、愛知県、奈良県、岩手県（2006

年時点)。

- 15 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市。
- 16 「平成 25 年度川崎市職員採用試験 (大学卒程度 行政事務) の実施について 抜粋版」 (<http://www.city.kawasaki.jp/940/page/0000032681.html>)。
- 17 建築家の係長級である主査の孫敏男が課長補佐級である副主幹に昇進した。
- 18 1953 年 3 月 25 日付の内閣法制局第一局長・高辻正己から内閣官房総務課長宛の回答で述べられた、「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という考えを指す。実際には、「当然の法理」という用語を現時点において使用する自治体はない (鄭香均 (2006) p.9)。
- 19 1989 年 4 月、日本国籍がないとしてマンションの入居を拒否されたため、賃貸人、仲介業者、大阪府を相手に、大阪地裁に提訴した裁判。「襲さんと共に入居差別を考える会」も発足し、裁判闘争を通し入居差別撤廃運動が広がった。
- 20 大阪地裁判 1993 年 6 月 18 日判時 1468 号 122 頁。
- 21 川崎市住宅基本条例第 14 条 (<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-4-2-6-1-0-0-0-0-0-0-0.html>)。
- 22 2004 年 6 月、尼崎市内の不動産会社で韓国籍を理由に入居を断られ、賃貸人と不動産仲介業者の双方を提訴した裁判。「尼崎入居差別訴訟を支える会」も発足し運動が広がっていった。
- 23 在日コリアン弁護士協会 (2008) p.145。
- 24 2005 年 11 月、2 度目の国籍による入居差別を受け「自分が何もしないと何も変わらず、今後も入居差別で苦しむ同胞が出るだろう」と考え、入居差別の現実、入居差別をなくすための行政責任を問うため賃貸主、大阪市を相手に大阪地裁に提訴した裁判。
- 25 弁護士・大橋さゆり「康由美弁護士入居差別裁判のご報告」 (<http://homepage2.nifty.com/lala-osaka/0810kangben9.htm>)。
- 26 他にも、戦後補償裁判や無年金裁判、入管体制に係わる裁判などが考えられる。しかし、国民年金は難民条約の批准に伴い“結果的に”もたらされた側面が強く、金鈎鈎の裁判の判決においても「誤払いにより、国民年金の受給を期待させたこと」に対する信義則違反が認められたに過ぎない。その取扱いにより制度適用対象外となった高齢の在日朝鮮人の無年金裁判や戦後補償裁判は、大きな問題をはらんでいることは間違いないが、本論文では在日朝鮮人全般に直接的に関連を持つ問題を評価することにより、在日朝鮮人における裁判闘争の位置づけを明らかにすることを目的としているため、可能な限り在日朝鮮人全般に直接的に関連する裁判闘争を検討する。また、入管体制に係わる裁判については「指紋不押捺裁判」や「日本国籍確認裁判」を検討することで、同様の帰結が得られると考え、省略する。
- 27 指紋押捺拒否自体は 1980 年代以前にも見られたが、いずれも取り調べの段階で最終的には指紋押捺に応じている。
- 28 1989 年以後は免訴判決により裁判闘争が一方的に打ち切られることとなった。しかし、この裁判闘争の意味が裁判所に認められ、金一文の指紋不押捺裁判の大阪地裁判決では「大赦を理由に免訴判決を受けることを拒否しようとする被告人の心情については、法理論を別とすれば、十分に理解しうる」と言及された (田中宏 (2013) p.98)。
- 29 これらの裁判闘争の本質を突く指摘として、李相鎬の指紋不押捺裁判を担当した裁判長の「差別されてきた思いをこの際思う存分聞いて議論を交わしてもいいのではないかと、とも思うんです。彼らは指紋を押さなかったために科せられる罰金一万円を払いたくないから裁判をやっているのではないでしょ。指紋の問題でもこれだけ社会的な波紋を呼んだのは基礎があったからで、それを洗いざらい明らかにする場が裁判なんですよ」という新聞記者インタビューでの発言がある (金敬得弁護士追悼文集編集委員会 (2007)

p.46-7)。

- 30 例えば、京都府八幡市議会は「犯罪人扱いの指紋登録制度を廃止すること」と明確に要望した。
- 31 鄭香均 (2006) p.21。傍点筆者。
- 32 最三判 1995 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁。傍点筆者。
- 33 永住外国人に都道府県及び市区町村の首長・議会議員についての選挙権、被選挙権を付与する法案。
- 34 「植民地統治時代は参政権を付与されており、一方的に日本国籍を「奪われた」のだから、参政権が認められないのは不当である」という主張であったり「国籍以外に日本人と変わらないから参政権は認められなければならない」という主張は、在日朝鮮人の“朝鮮人”としての権利、主体性を脅かすものとなりかねない。無論、地方参政権の獲得が直ちに、在日朝鮮人のあらゆる権利獲得に繋がる訳ではないが、在日朝鮮人が“在日”として日本社会の参画可能性が広く確保されることは重要なことである。
- 35 = 「日本国との平和条約」。
- 36 (一) イギリスがビルマの独立を承認するにあたり、これらイギリス国籍喪失すべき者に対し、国籍選択権を与えた事例。(二) ドイツが、ドイツ国籍を消失するとともにオーストリア国籍を回復した者に、その意思の表明によってドイツ国籍を回復する途を開いた事例。
- 37 世界人権宣言 15 条 2 項「何人も、専断的にその国籍を奪われたりその国籍を変更する権利を否認されたりすることはない。」
- 38 「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島、鬱陸島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」。
- 39 大阪高裁判 1981 年 1 月 26 日判時 1010 号 139 頁。傍点筆者。
- 40 これについて、大沼保昭は「それが日本国籍確認それ自体を求めるといよりは、むしろ、そのような形で、日本のこれまでの在日朝鮮人政策総体を問題としている」と指摘している (大沼保昭 (2004) p.25)。
- 41 広島高裁判 1990 年 11 月 29 日判例タイムズ 761 号 166 頁。傍点筆者。
- 42 サンフランシスコ講和条約発効後に、朝鮮人男性と婚姻関係にあった日本人女性が東京都中央区長に離婚の届け出を出したところ、既に日本国籍を喪失したものとして届け出が受理されなかったため、日本国籍の存在確認を求めた裁判の 1961 年 4 月 5 日最高裁大法廷判決。朝鮮戸籍に登録されていたものは、「朝鮮に対する主権の放棄」の帰結として日本国籍を喪失するとする判決であり、これは、国際法・国際私法学者の多数説の見解を採用しており、サンフランシスコ講和条約発効当時より広く主張されてきたものである。
- 43 宋斗会が原告代表を務め提起した「浮島丸事件」の戦後補償裁判。
- 44 「浮島丸事件訴訟—宋斗会さんに聞く」2001.4.6 号「週刊金曜日」
(<http://blogs.yahoo.co.jp/nakagawakurage/7620158.html>)。括弧内筆者。
- 45 この提起に関して、「韓日併合条約がそもそも無効であり、当初より在日朝鮮人は日本国籍を有していないのであるから、「日本国籍確認裁判」は韓日併合条約を合法と認め、かつ日本国籍保持を促しうる同化裁判である」という批判が考えられる。しかし、少なくとも日本政府は韓日併合条約を合法とし、その前提のもとに在日朝鮮人政策を決定してきたのであり、その日本国の戦後の在日朝鮮人に対する政策、その精神構造を告発する提起こそが、この「日本国籍の確認」という提起だったのであり、前述した通り裁判所や判決には何も期待しておらず、自身の保身や日本国籍の獲得のための提起ではなかったことは明らかである。そして、後述するとおりその提起が様々な成果をもたらしたという点で、やはり今日においてもこの裁判闘争は大きく評価されなければならないだろう。

46 むしろ、李俊熙が入居差別の話をして在日一世の同胞に伝えると「兄ちゃん、そんなん、みんな我慢してきたんやで」、「そうそう、ご飯食べるんで精一杯やったんや」と諭された例のように、不条理な現実を受け入れてしまうことが多い。(在日コリアン弁護士協会(2008) p.141)。また、鄭香均が提訴する前に「裁判ネー、正しいことかもしれない、けれども…裁判をする人ってね…この社会は、けれども…の後のほうが重要な社会だから。私はけれども…の中には入りたくない」と考えたように、一般に裁判に対する忌避意識は強い(鄭香均(2006) p.42)。

参考文献

- 芦部信喜著、『憲法 第五版』(岩波書店、2011)
宇賀神直著、『人権と裁判闘争』(かもがわ出版、1993)
大沼保昭著、『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』(東信堂、2004)
金敬得著、『新版 在日コリアンのアイデンティティと法的地位』(明石書店、2005)
金敬得弁護士追悼文集編集委員会編、『弁護士・金敬得追悼集』(新幹社、2007)
金昌宣著、『在日朝鮮人の人権と植民地主義:歴史・現状・課題』(社会評論社、2008)
在日コリアン弁護士協会編、『裁判の中の在日コリアン:中高生の戦後史理解のために』(現代人文社、2008)
宋斗会著、『満州国遺民 ～ある在日朝鮮人の「眩き」』(風媒社、2003)
田中宏著、『在日外国人:法の壁、心の溝 第三版』(岩波書店、2013)
鄭香均編、『正義なき国、「当然の法理」を問いつづけて』(明石書店、2006)
原後山治・田中宏編、『司法修習生=弁護士と国籍』(日本評論社、1977)
朴君を囲む会編、『民族差別:日立就職差別糾弾』(亜紀書房、1974)